

令和5年3月23日
関東東北産業保安監督部

ガス事業法における特定ガス発生設備の 定期自主検査について (注意喚起)

1. 関東東北産業保安監督部（以下「当部」という。）は、ガス事業法第34条の規定に基づき行われる定期自主検査において、※¹特定ガス発生設備のうち容器（バルク貯槽）に係る開放検査が法令で規定する時期に行われなかったことから、令和5年3月に当該ガス小売事業者に対して行政指導を行いました。
2. 当部は、特定ガス発生設備によりガスを供給する管内のガス小売事業者に対し、令和4年2月3日付けで、定期自主検査を適切な時期に実施するよう注意喚起をしましたが、今般、同様の事案が発生したことから、改めて注意喚起します^{※²}。

※1 特定ガス発生設備のうち容器（バルク貯槽）に係る開放検査の時期は、「特定製造所設備指針」により「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律におけるバルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示」を基準としていることから、バルク貯槽製造の日から起算して経過年数20年以下のものは20年、経過年数35年を超えるものは前回の検査日から5年とするもの。

※2 過去を含めた事案の概要は別記参照。

(本件に関するお問い合わせ先)

関東東北産業保安監督部保安課

保安課長：小林 眞一

担当：香取

電話：048-600-0417（直通）

事案 1

配送の委託先からバルク貯槽の使用期限が切れている可能性があるとの連絡があり、現地・資料等を確認した結果、使用期限超過が判明。

原因は、機器等の有効期限や交換期限についてシステムで管理しているが、バルク貯槽使用期限についてはその項目から失念していた。

事案 2

バルク貯槽交換のため工事計画を提出したが、受理の際にバルク貯槽製造日の確認を求められ、確認したところ使用期限超過が判明。

原因は、バルク検査告示は液石法に基づくバルク貯槽のみが適用され、ガス事業法に基づくバルク貯槽は適用外と認識していた。（同社では、ガス事業法に基づくバルク貯槽も液石法と同等に告示検査を実施する方針としていた。）

事案 3

バルク貯槽交換にあたり、ガス主任技術者が関連資料の最終確認を行ったところ、工事計画書の届出が必要なこと及びバルク貯槽の告示検査日以降の使用ができないことが判明。

原因は、バルク貯槽の告示検査日は把握していたが、液石法のバルク貯槽交換工事と同様の段取りで準備を進めていたこと及び告示検査日後は充填が出来ないが使用は可能という誤った認識で準備を進めていた。

事案 4

バルク貯槽交換のため工事計画を提出したが、受理の際にバルク貯槽製造日の確認を求められ、確認したところ使用期限超過が判明。他バルク貯槽についても確認をしたところ、更に1件、使用期限超過が判明。

原因は、管理システムで設備の期限管理をしていたが、管理システムへのバルク貯槽製造日が誤って入力されていた。